

函 農 企

令和3年（2021年）8月24日

経済建設常任委員会委員各位

農 林 水 産 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

損害賠償請求控訴事件（私有林の市による誤伐採に係る損害賠償請求）
の判決への対応について

（農林水産部企画調整課）

損害賠償請求控訴事件（私有林の市による誤伐採に係る損害賠償請求）の判決への対応について

1 事件名

札幌高等裁判所 令和*年（*）第**号 損害賠償請求控訴事件
（原審：函館地方裁判所 平成**年（*）第**号 損害賠償請求事件）

2 控訴人（第1審原告）

七飯町に在住する70歳代の男性

3 被控訴人（第1審被告）

函館市（代表者 函館市長 工藤壽樹）

4 控訴の経過

- ・札幌高等裁判所に控訴の提起 令和3年（2021年）2月26日
- ・第1回口頭弁論期日（同日結審） 令和3年（2021年）5月27日
- ・判決日 令和3年（2021年）8月19日

5 控訴の趣旨

次の判決および仮執行の宣言を求める。

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は控訴人に対し、更に485万7620円及びこれに対する平成30年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、造林地の原状回復を施した上で杉幼木の植栽を行え。
- (4) 被控訴人は、控訴人に対し、造林地の原状回復を行うことができないときは、650万円及びこれに対する平成30年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は1，2審とも被控訴人の負担とする。

6 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。
- (3) 原判決の主文第1項は、仮に執行することができる。

7 市の対応

判決の内容は、控訴棄却であり、原審判決が維持されることから、市としては上告しないこととし、控訴人が上告した場合は応訴する。